

西尾市介護サービス等共通健康診断書について

令和4年5月
西尾市在宅医療介護連携支援センター

介護施設サービスでは長時間の集団生活を前提とするため、利用申込に際して健康診断書の提出を求められることが多くあります。診断書の様式は各施設によって異なるため、複数の診断書が必要となり利用者の経済的負担が大きくなるという問題があります。また、作成する医師の負担が大きいという課題もあります。

そこで、西尾市医師会及び西尾市在宅医療介護連携支援センター、地域医療を守る会の関連部会で検討し、診断書の項目を必要最低限に留めて共通化した『介護サービス等共通健康診断書』を作成いたしました。

介護サービス等共通健康診断書の項目以外で介護施設から求めがあり、医師がそれを把握している場合には診療情報の提供をお願い致します。把握していない場合には新たな検査を求めないことと致します。また、利用者の負担軽減のために複写を可能としました。

各団体の会員への周知のうえ、本診断書の主旨をご理解いただき、利用者の負担軽減のため、ご協力とご活用をお願い致します。

なお『介護サービス等共通健康診断書』の様式は「いげたネット」「西尾市公式ウェブサイト」からダウンロード可能です。

いげたネット ポータルサイト

<https://ptl.ijj-renrakucho.jp/nishio/>

西尾市公式ホームページ

<https://www.city.nishio.aichi.jp/kenkofukushi/kaigohoken/1001467/1006359/1007209.html>

【QRコード】



【QRコード】



【運営上の主な留意事項】

1. 健康診断書を利用する場合
介護施設より求めがあった場合のみ利用します。（本診断書を一律に義務付けるものではありません）
2. 記載上の留意点について
記載上の留意点は診断書の裏面を参照してください。

【複写の注意点】

1. 診断書作成の時点で複写することへの同意を得ておきます。「複写することに同意する」欄に記載医師がチェックしていることが、複写の条件となります。
2. 使用期限（上記診断日から1年以内）内に限ります。
3. 本診断書は、介護施設の利用申込み時のみに使用するものとし、個人情報の取り扱いには十分注意してください。

【介護サービス利用時の健康診断書について 厚生労働省Q&A（抜粋）】

「主治医からの情報提供等によっても必要な健康状態の把握ができない場合には、別途利用者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用については原則として利用申込者が負担すべきものと考えられる。～中略～ただし、この場合でも、利用申込者の負担軽減の観点からも、第一にサービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供といった介護保険制度の活用にも努めることが望ましく、事業者が、安易に健康診断書の提出を求めるといった取扱は適切でない。」

【費用と保険診療について】

共通健康診断書の文書料及び検査にかかる費用は自由診療であり、金額の統一は独占禁止法に抵触するので、各医療機関で患者の負担にならない程度で設定してください。

健康診断書に代えて、或いは健康診断書以外の情報について別途、日常診療で知り得ている情報を診療情報提供書で提供する場合は診療情報提供料を算定することができます。その場合、老人保健施設や介護療養型医療施設に対しては直接発行でき、特別養護老人ホームの場合でも、その配置医師の所属する医療機関に対して発行することができます。しかし、デイサービス（通所介護）に対して発行は不可であり、その場合は居宅介護支援事業所に対して発行することにより対応できます。但し、この場合（診療情報提供料（I）の注2、注3）は、同一月に居宅療養管理指導料と併せて算定は不可となります。